西九州大学健康福祉学部紀要編集規程

平成27年2月12日制定

(目的)

第1条 西九州大学健康福祉学部(以下「本学部」)は、本学部における教員などの研究成果の発表を目的として、「西 九州大学健康福祉学部紀要」(以下「本誌」)を刊行する。

(編集および発行)

第2条 本誌の編集者は「西九州大学健康福祉学部紀要委員会」(以下「委員会」)とし、発行者は西九州大学とする。

(投稿者)

第3条 本誌に掲載される原稿の投稿者は、本学部の教員、その他学部の教員及び大学院生などとする。

(原稿の種類)

- 第4条 本誌の原稿は、論文、研究ノート及び資料等とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。
 - (1) 論文

独創的な内容で新しい知見や価値ある結論を含むもの。

- (2) 研究ノート 論文としては、まとまらないが、価値ある知見や結論を含むもの。
- (3) 資料

研究の成果を記録にとどめる価値のあるもの。また、調査・統計資料を解説・紹介するもので、価値ある知見を含むもの。

(紀要委員会)

- 第5条 委員会は、次の委員によって構成され、本学部の学部長を委員長とする。
 - (1) 本学部学部長
 - (2) 本学部を構成する各学科の学科長
 - (3) 本学部を構成する各学科から2名ずつ選出された者

(査読制)

- 第6条 本誌は査読制を採る。
 - 2 査読にあたって、委員長は、委員会の議を経て、学内から公正かつ厳正な査読を行うにふさわしい複数の査読 委員を原稿ごとに委嘱し、査読を依頼する。
 - 3 委員会は、査読結果報告書を踏まえて、掲載の可否、原稿の種類を決定し、また、修正を求めることができる。
 - 4 委員会で掲載が認められた日をもって原稿の受理日とする。

(原稿の受付)

第7条 原稿は委員会の委員長又は委員長が指定した者に提出し、原稿提出日をもって受付日とする。

(原稿の形式)

第8条 原稿は、和文または欧文とし、ワードプロセッサーで作成して、プリントアウトしたもの3部及びデータを 提出する。その形式は、別に定める「投稿の手引き」に従うものとする。

(著作権)

第9条 本誌に掲載された論文等についての著作権は、学校法人永原学園に属する。

附 則

本規程は平成27年2月12日より施行する。